

広島県告示第七百二二号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。  
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	福山市田尻町三〇一八―二 小林 俊治 福山市田尻町一七三〇 藤井 まゆみ 福山市田尻町二八八〇―五 佐藤 寿高
	加入区	田尻
下	欄	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称
	縦覧期間	令和四年 九月一五日 〜令和四年 九月二九日
欄	縦覧場所	田尻あんずの 里漁業協同組 合